感染症の予防及びまん延の防止のための指針
（訪問介護・居宅介護）

ヘルパーステーション竹田
竹田障害福祉サービスセンター

１　総則

ヘルパーステーション竹田（以下「事業所」）は、事業所内及び利用者の居住地において、感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者・家族並びに職員の安全確保を図ることとする。

２　感染対策のための基本方針

（１）感染対策委員会の設置

事業所内及び利用者の居住地において、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染対策委員会」を設置する。

（２）感染対策委員会の構成

感染対策委員会は、次に掲げる者で構成する。

①委員長　　管理者
②副委員長　　サービス提供責任者
③委員　　サービス提供責任者

（３）感染対策委員会の役割

委員会は、委員長が招集し、６ヶ月に１回以上の定期会議を開催し、感染症の予防とまん延防止のほか、次に掲げる事項について審議する。

① 指針・計画等の作成
② 感染対策に関する、職員研修の企画及び実施
③ 利用者の感染症の既往の把握
④ 利用者･職員の健康状態の把握
⑤ 感染症発生時の対応と報告
⑥ 感染症対策実施状況の把握と評価

（４）職員研修の実施

職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するために、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を感染対策委員会の企画により、以下の通り実施する。

①新規採用者に対する研修
新任研修において感染対策の基本知識に関する教育を行う。

②定例研修
感染対策に関する定期的な研修を年１回（１回以上）実施する。

③外部研修への参加
外部で実施されている研修会へ積極的に参加する。

３　平常時の対応

事業所内の環境整備や衛生管理について、5S 活動を基本とする。
咳症状等、体調不良時には出勤せずに様子を見る。

４　訪問先での感染対策

利用者宅を訪問する際、標準的な予防策を行う。
(厚生労働省・介護職員のための感染対策マニュアル参照)

５　日常の観察

職員は、異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子や体調な

どについて、日常から注意して観察し、以下に掲げる利用者の健康状態の異常症状を発見したら、家族等に連絡し、病院受診を勧める。

6　感染症発生時の対応

感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、次の通り対応する。

（１）利用者やその家族、職員に感染症や疑いが発生したときは、速やかに管理者に報告し、利用者やその家族、職員の症状の詳細について把握する。また、濃厚接触者の状況把握に努める。

（２）管理者は、感染症の発生（疑いを含む）について報告を受けたら、直ちに適切な指示を出すなど、対処していくこととする。

7　感染拡大の防止

職員は感染症（疑いを含む）が発生したときは、感染拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

（１）マスク着用、手洗いや手指消毒を徹底し、感染を拡大させることのないように細心の注意を払う。

（２）利用者やその家族が感染（疑いを含む）した場合は、自宅訪問を取りやめ、指定特定相談支援事業所、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターと支援内容等の調整を行う。また、自宅訪問後に利用者の感染（疑いを含む）が発覚した場合は、担当職員は速やかに主治医または医療機関に相談し、指示を仰ぐ。

（３）利用者に感染（疑いを含む）が発生した場合は、家族及び指定特定相談支援事業所、居宅介護支援事業所、または地域包括支援センターに報告し情報共有を図る。

（４）必要に応じて協力病院や保健所に相談し、技術的な応援を依頼及び指示をうける。

（５）関係機関との連携

　感染症が発生した場合は、以下の関係機関等に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなどして緊密な連携を図る。

①主治医や協力医療機関

②保健所

③行政機関等

8　事業所が予め対応を検討しておくべき主な感染症は以下の通り

（１）利用者及び職員にも感染が起こり媒介者となりうる感染症、集団感染を起こす可能性のある感染症

コロナウイルス・インフルエンザ・感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症・腸管出血性大腸菌等）疥癬・結核等

（２）感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）・緑膿菌感染症等

（３）血液、体液を介して感染する感染症

肝炎（B 型肝炎・C 型肝炎）等

9　新規利用予定者への対応

新規に利用予定者が感染症や既往がある場合、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しない。

10 指針等の見直し

本指針及び感染症対策に関する業務継続計画等は、感染対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正する。

附則

この指針は、令和６年　４月　１日から施行する。